



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(3)

渡部, 昭男
梁, 洙京

(Citation)

日本教育行政学会 第58回大会

(Issue Date)

2023-10-15

(Resource Type)

conference paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100483366>



日本教育行政学会第58回大会@千葉大学教育学部 2023.10.15
自由研究発表Ⅱ-⑤ 10:15-10:40

高等教育における経済的負担軽減及び 学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(3)

鍵用語：国家奨学金10年(韓国)、漸進的無償化留保撤回10年(日本)、
日韓/韓日対話企画による日本への示唆、Ⅰ．法・制度・行財政、
Ⅱ．政策転換過程及び国会審議、Ⅲ．漸進的無償化への展望

渡部 昭男

(大阪成蹊大学 特別招聘教授／元神戸大学)

はじめに：課題と方法

- 科研費：JSPS基盤研究(C)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」(19K02864:2019-21[22延長])による
- 課題と方法：高等教育費負担を巡り、日韓はともに家族負担主義、高授業料・低補助の国に分類されてきたが、転換しつつある。両国は、共通した国際人権法(A規約13条：教育への権利、漸進的無償化義務)、類似した憲法(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)等を法規範として有する。独自開発した「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の枠組みを用いて、経済的負担軽減及び修学支援に係る制度・行財政(国家政策・地方施策)を把握し、その意思決定過程を比較分析する。その上で、日韓の政策転換の特徴(共通性・相違点)を明らかにするとともに、法規範を政策転換(法規範⇒意思決定⇒制度・行財政)の源泉とみる「問い」を検証する。
- 第1報：日本教育行政学会第55回大会2020発表 高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1) <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007500>
- 第2報：日本教育行政学会第57回大会2022発表 高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(2) <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477538>

第1報のまとめ:「漸進的無償化プログラム(高等教育版)」2017 の枠組みを用いた日韓動向一覧2020

漸進的無償化プログラム(高等教育版)の枠組みを用いた日韓動向一覧 (渡部昭男2020)

区分	小区分 / レベル	国	広域自治団体	基礎自治団体	大学法人・学校法人	民間
A 学 費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 入学金廃止 (国公立2018、私立-2022)	韓: ソウル特別市・市立大学費半額化(2012-)	日: 公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移管による学費抑制など		
	A2: 学費減免制の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 * コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) * コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020)	日: 大阪府/市立大・一部無償化(2020-)	日: 東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困窮学生特別減免(2020)		
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 低所得層(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人	韓: 江原道・道給付型奨学金(2012-)			
		日: 先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日: 育英会等による給付型奨学金	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金	
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得連動返還型奨学金(2017-)	日: 育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日: 一部法人・学資金制度	日: 民間による学資金制度	
	B3: 有利子学生ローンの縮減	韓: 所得連動返還型奨学金(2010-)利下げ	日韓: 自治体による利子補填事業			
C 修学支援	B4: 学内勤労奨学金等の拡充			日: 一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)		
	C1: 学習費の支援	日: コロナ困窮学生支援緊急給付金(2020)	日: 海外派遣・留学費支援など	日: 一部法人・コロナ困窮学生独自支援(2020)		
D 就労支援 生活保障	C2: 学生生活費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英会等による学生寮・県人寮	日: 一部法人・まかない支援、家賃補助、交通費補助	日: コロナ困窮学生食糧支援	
	D1: 就労支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日: 同左制度の活用(2016-) 2019: 32府県・355市町村 地元インターンシップ・IJUターン・起業補助 コロナ困窮学生アルバイト雇用(2020)	日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援		
	D2: 生活保障	日: 生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)	韓: ソウル特別市・若者手当(2016-)			

第2報のまとめ：日韓における10年のあゆみ

漸進的無償化の国際公約2012(日本)、半額登録金・国家奨学金2012(韓国)

OECD : Education at a Glance2021 fig.C5.3

縦軸：国公立教育機関が学士課程の自国学生に課す平均年間授業料(購買力平均による米ドル換算額)-日韓はともにほぼ4.5千米ドル

横軸：直接的な公的財政補助を受ける高等教育の自国学生の割合-日韓の給付型援助率

日本：10～15%(国会会議録にみる2020-21大学等修学支援事業の援助率)

韓国：ヨン・ドクウォン2020韓国の大学の登録金負担の緩和政策(科研寄稿2020)

国家奨学金の援助率2019春学期で約40%
神戸大学リポジトリ

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/81012445/81012445.pdf>

本図は2022.7.3の日韓/韓日対話企画第1回における渡部の基調提案で報告した後に、リメイク版を雑誌「経済」325号(2022.9.8発売)p.35に掲載している

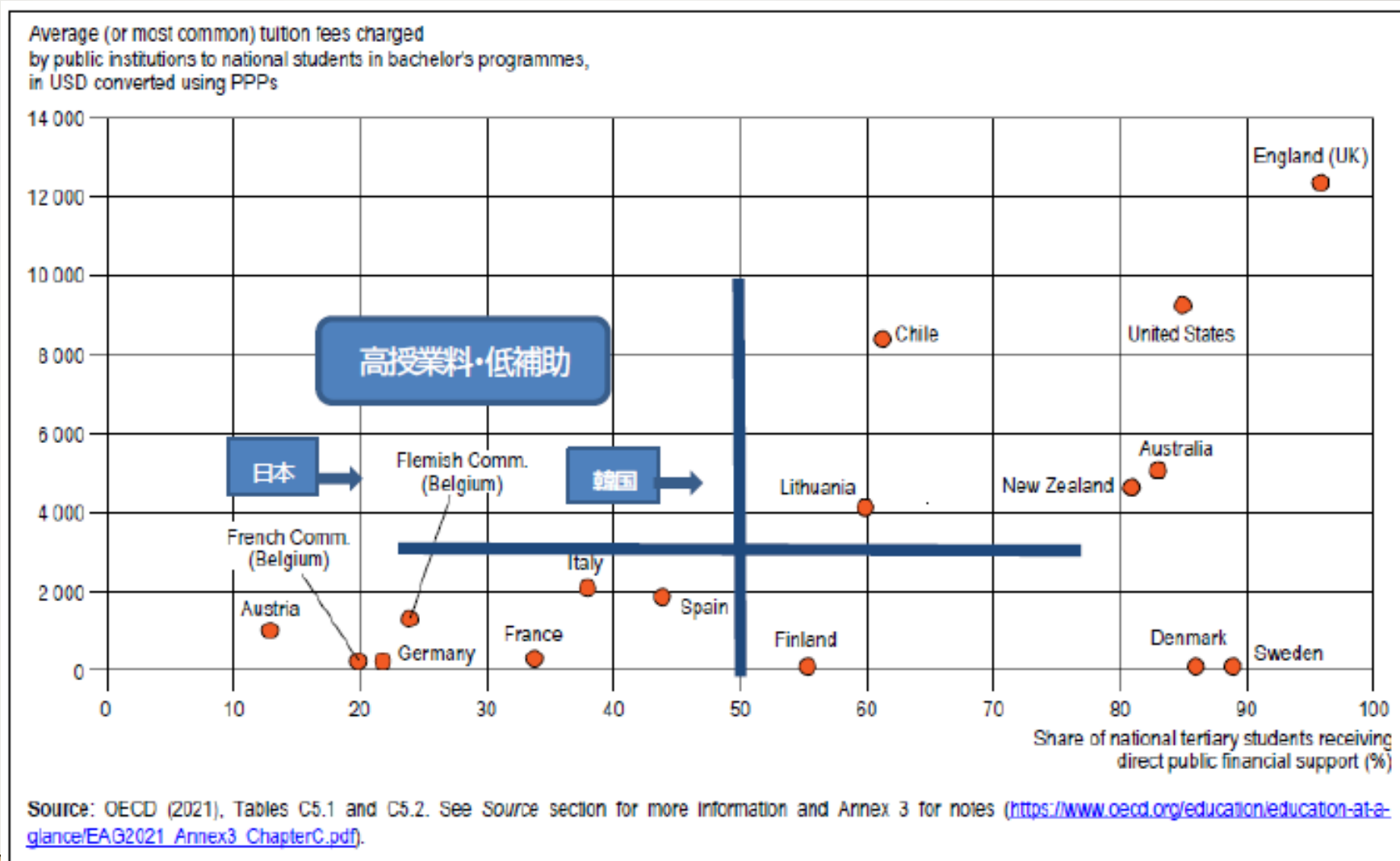
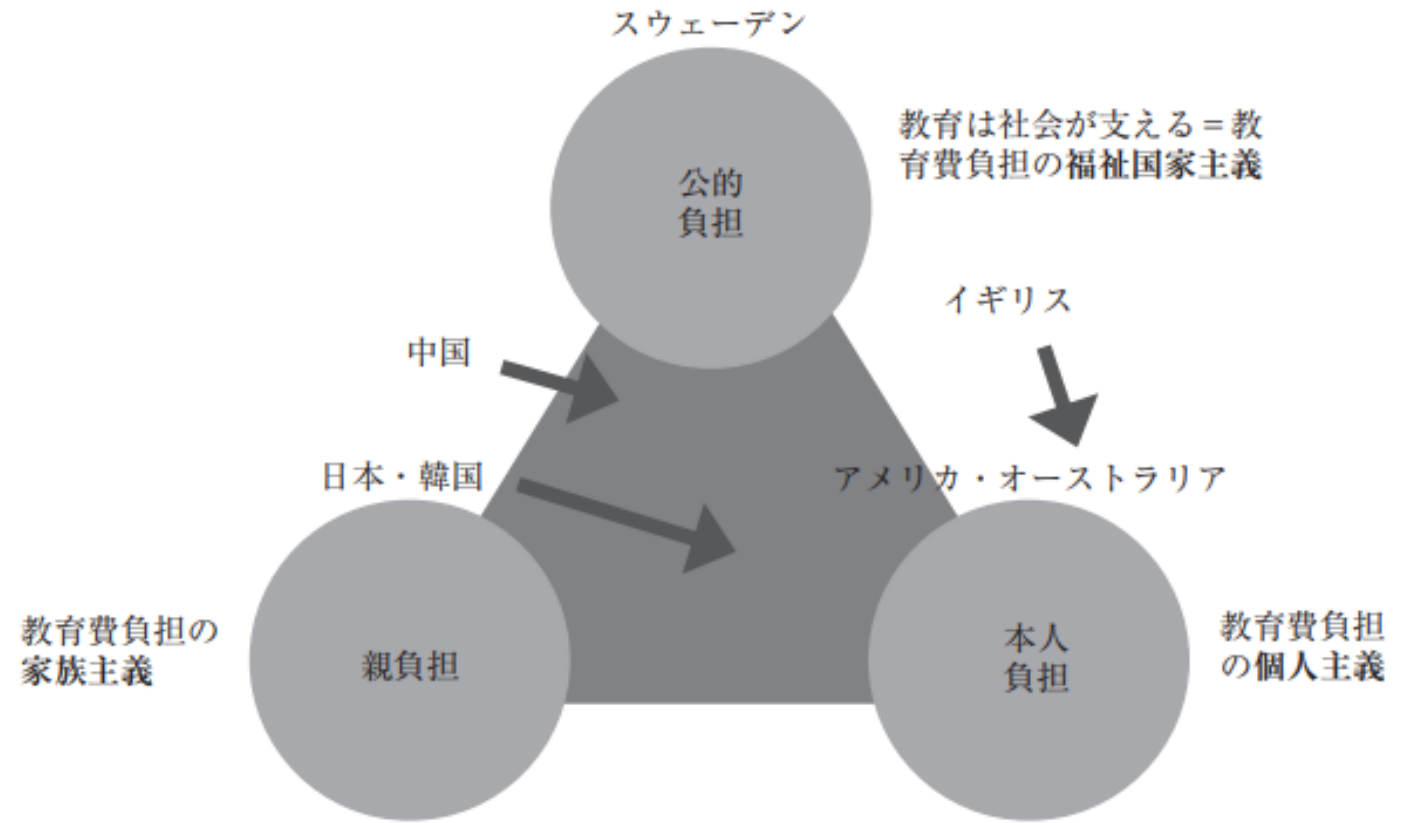


図1. 平均年間授業料*及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

第2報時点での論点:「高授業料・低補助」の国からの転換⇒どこへ

- ・ 日韓はどこに向かっているのか:第2象限「高授業料・低補助」から⇒第1象限「高授業料・高補助」?
 - ・ *背景には何らかの「力動」関係があるはず:法規範、要求運動、意思決定、政策転換
 - ・ 小林雅之2018:高等教育費負担の国際比較と日本の課題(日本労働研究雑誌694号)は「教育費負担の個人主義」へ向かうと予測している
 - ・ *果たして???
- ⇒今後の動向を見極める為にも、あらためて日韓の法・制度・行財政を整理し直し、この10年のあゆみを踏まえつつ比較検討する。

図1 3つの教育観と教育費負担主義



注: 矢野 (2012) を基に筆者修正。

I. ①法・制度・行財政：日韓ともに類似した三層構造の法規範

	日本	韓国
憲法	26条①その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利 ②義務教育は、これを無償とする	31条①能力に応じて、均等に教育を受ける権利 ③義務教育は、無償とする
教育基本法	(教育の機会均等) 4条①人種、信条、性別、社会的身分、 <u>経済的地位</u> 又は門地によって、 <u>教育上差別されない</u> ③経済的理由によって修学が困難な者に対して、 <u>奨学の措置</u> を講じなければならない (義務教育) 5条④(国公立校の)義務教育については、 <u>授業料を徴収しない</u>	4条(教育の機会均等)性別、宗教、信念、社会的身分、 <u>経済的地位</u> 、又は身体的条件等を理由に <u>教育において差別されない</u> 7条(教育財政)①教育財政を安定的に確保するために必要な施策を樹立・実施しなければならない 28条(奨学制度等)①経済的理由により教育を受けることが困難な者のための <u>奨学制度、学費補助制度等</u> を樹立・実施しなければならない
国際人権規約A	1979批准・一部留保、2012.9留保撤回／憲法98②誠実遵守義務	1990加入／(国際法の適用にはやや消極的)
規約	13条①the right of everyone to education ②(b)Secondary education・・・shall be made generally available and accessible to all by every appropriate means, and <u>in particular by the progressive introduction of free education</u> ; (c)Higher education shall be made equally accessible to all, on the basis of capacity, by every appropriate means, and <u>in particular by the progressive introduction of free education</u> ; (e)an adequate fellowship system shall be established	

I. 法・②制度・行財政：(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

	日本：大学等修学支援新制度2020-				韓国：国家奨学金制度2012-(多子2014-)											
枠組	・ 授業料等減免：大学等（費用負担は国・地方） ・ 給付型奨学金：日本学生支援機構（費用負担は国）				・ I 類型：学生所得分位に応じて給付される奨学金 ・ II 類型：自己努力/地方大学を経由奨励した奨学金 ・ 多 子：第3子以降/以上世帯の大学生への奨学金											
支援額等	給付型奨学金の支給額（年額） (住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)				文科省HP：高等教育の修学支援新制度 ※モデル世帯 年収目安											
	区 分		自宅通学		自宅外通学		区分	基礎	1 区間	2 区間	3 区間	4 区間	5 区間	6 区間	7 区間	8 区間
	大学・短期大学・専門学校		国公立	約 35万円	約 80万円	2012 年	450	225	135	90	対象外					
			私立	約 46万円	約 91万円	2013 年	450	450	270	180	135	112.5	90	67.5	67.5	
	高等専門学校		国公立	約 21万円	約 41万円	2020 年	520	520	520	520	390	368	368	120	67.5	
			私立	約 32万円	約 52万円	2023 年	700	520	520	520	390	390	390	350	350	
	授業料等の免除・減額の上限額(年額) (住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)				出典：イム・ウンヒ2023表2 https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482432											
			国公立		私立		・ 第Ⅰ区分：～270万円 上限額の3/3									
			入学金	授業料	入学金	授業料	・ 第Ⅱ区分：～300万円 上限額の2/3									
	大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円	・ 第Ⅲ区分：～380万円 上限額の1/3										
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円	・ 9～10区間は対象外 ・ 数字は万ウォン（10ウォン≒1円） ・ 2023年の私立大学平均登録金は757万ウォン：基礎区間は登録金の92%、1～3区間は69%、4～6区間は52%、7～8区間は46%、を支援。 ・ 2023年の国公立大学平均登録金は421万ウォン：基礎～3区間は全額、4～6区間は93%、7～8区間は83%、を支援。 ・ 多子世帯の第3子以降の子どもの場合、8区間まで登録金を全額給付											
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円												
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円												
問題点等	・ 学部生対象⇒大学院生・留学生等は対象外 ・ 低所得層対象（支援率約10%）／予算執行率6割＝4割の2千億円は未執行（従来は対象の中間層が学費減免から排除） ・ 申請しても所得要件・成績要件等で認められない場合がある ・ 機関要件外の大学等に入学した場合は適用されない ・ 私学等の場合は学部によって学費が異なるのに支援額は一律（給付型奨学金でカバーしなければならない場合もある） ・ 私学等の学費抑制の仕組みがなくさらなる学費高騰気運				・ 学部生対象⇒大学院生・留学生等は対象外 ・ I 型の場合9～10区画が対象外（2022年度の支援率46.8%） ・ 申請しても成績要件等で認められない場合がある ・ 登録金の支払いにしか使用できない（登録金減免用途限定） ・ 学部によって登録金額が異なるのに支援額は一律（支援額で登録金を賄えない場合もある） ・ 大学運営への経常費補助がないので登録金抑制に不満あり（II 型の補助を辞退して登録金を値上げしたいとの欲求）											

I. 法・制度・③行財政:(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

日本:大学等修学支援新制度2020-

財源と予算:消費増税2%分の使途変更、内閣府計上予算 (支援予定対象学生約60万人)

2020年度:4,882 億円(授業料等減免2,528 億円、給付型奨学金2,354 億円)(外:公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分392 億円)執行率57%-27.1万人

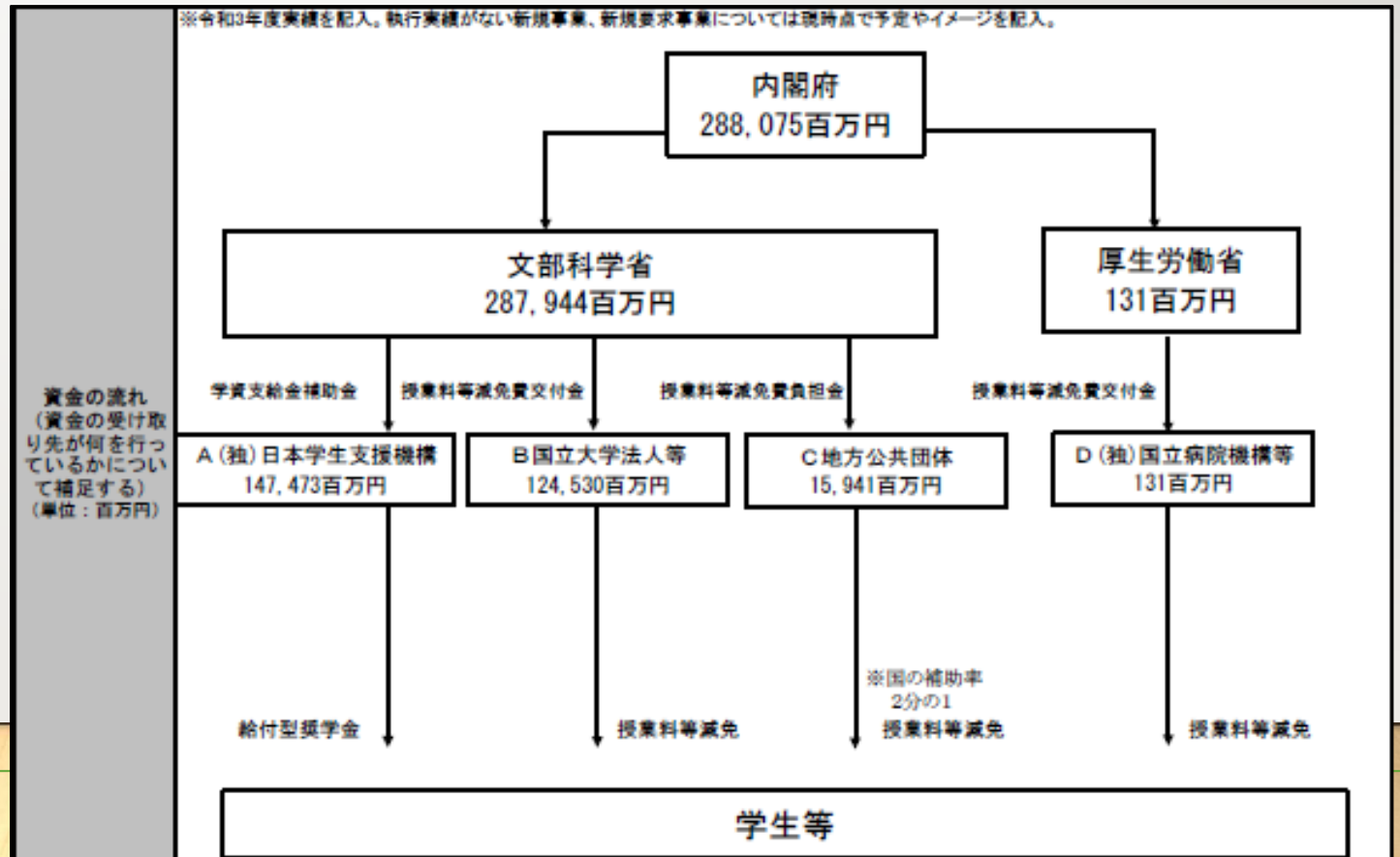
2021年度:4,804億円執行率60%-31.9万人(下図の実績ベースで:計2,881 億円[授業料等減免1,406 億円、給付型奨学金1,475 億円])

2022年度:5,196億円(授業料等減免2,671 億円、
給付型奨学金2,525 億円)(外:公立大学等及び私立専門学校に係
る地方負担分274 億円)

出典:令和4年度行政事業レビューシート「内閣府」

事業番号2022-府-21-0151

https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r4/03015100_naikakufu.pdf



日本:大学等修学支援新制度2020-見直し案

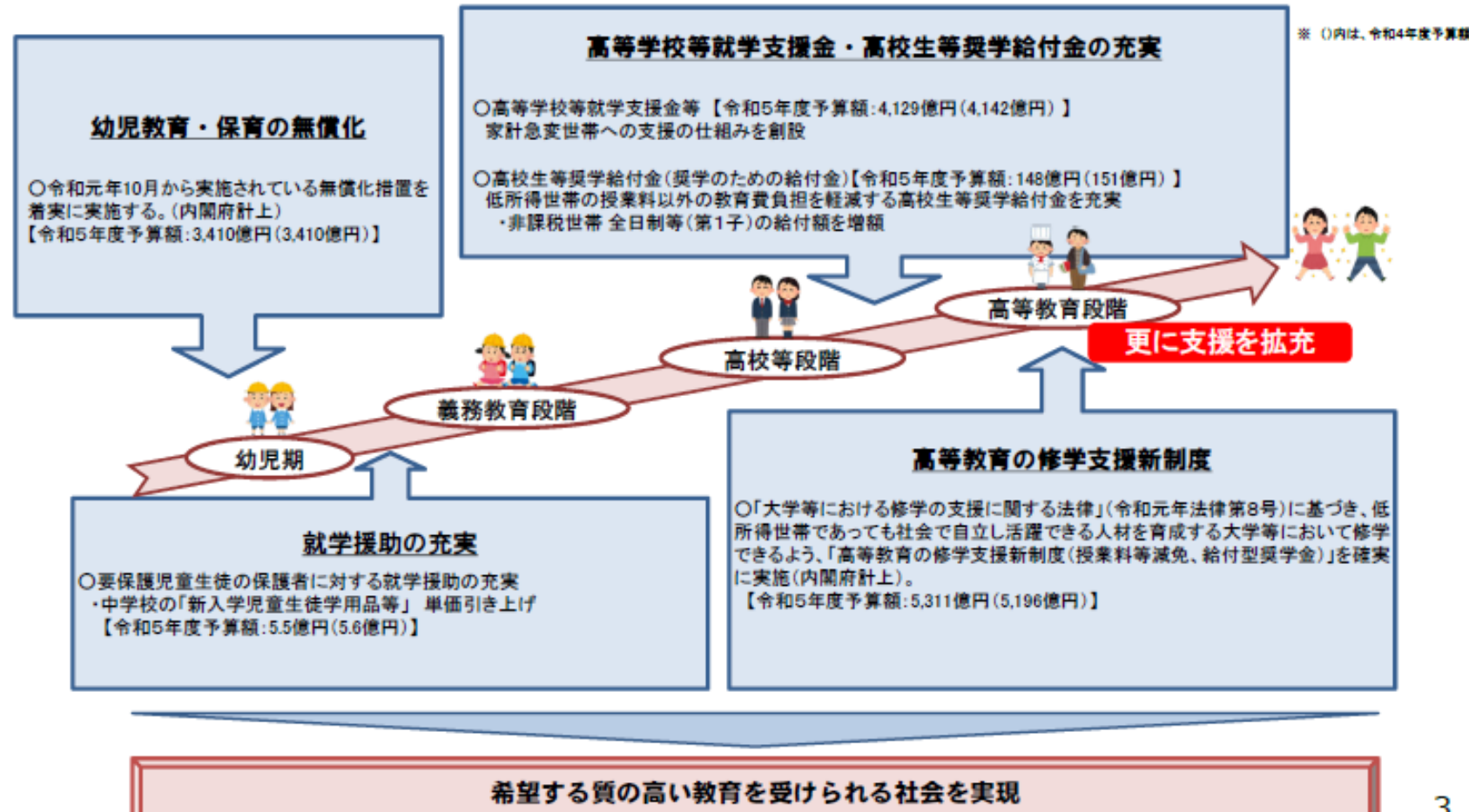
出典:文部科学省「文部科学大臣提出資料」スライド3

https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r4/03015100_naikakufu.pdf

幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減

幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校等の授業料支援、高等教育の修学支援など、様々な負担軽減策により切れ目のない支援を実施。

さらに、給付型奨学金の支援の拡大や授業料後払い制度の創設など、子育てに係る経済的支援の強化を図っていく必要。



日本:大学等修学支援新制度2020-見直し案

出典:文部科学省「文部科学大臣提出資料」スライド5

https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r4/03015100_naikakufu.pdf

安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正(令和6年度~)

教育未来創造会議第一次提言(令和4年5月)・骨太方針2022(令和4年6月)を受けた制度改正

1. 学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け
授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

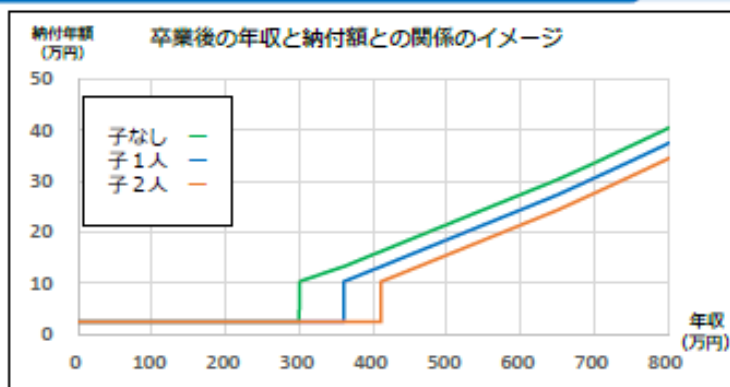
- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**(モデルケース)まで
- ・多子世帯支援: 扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援: 学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援: 全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援: 文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

2. 大学院生(修士段階)向け
大学院(修士段階)の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、子育て期の納付が過大とならないよう配慮。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額(約54万円)
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる年収基準: 300万円程度
 - ・上記年収を上回る場合: 課税対象所得の9%を納付
 - ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
- ⇒子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

←学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえた資金調達方法も検討

3. 奨学金を返還している方向け
貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

定額返還における月々の返還額を減らす制度(※返還総額は不変)について、要件等を柔軟化。また、子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進める。



- ・利用可能な年収上限の引き上げ(本人年収325万円以下 ⇒ **400万円以下**)
- ・返還割合の選択肢を増加(1/2 又は 1/3 ⇒ 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類)

I. 法・制度・③行財政:(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

韓国:国家奨学金制度2012-

予算:2012年1兆7,500億ウォン→2015年3兆6,000億ウォン→2023年4兆ウォンに増加(10ウォン≒1円)

(国家奨学金予算は、2023年教育部「高等教育及び生涯・職業教育部門」予算15兆ウォンの27%を占め、規模が大きい)

出典:イム・ウンヒ(多胡太佑翻訳)2023対話企画⑤ 表1<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482432>

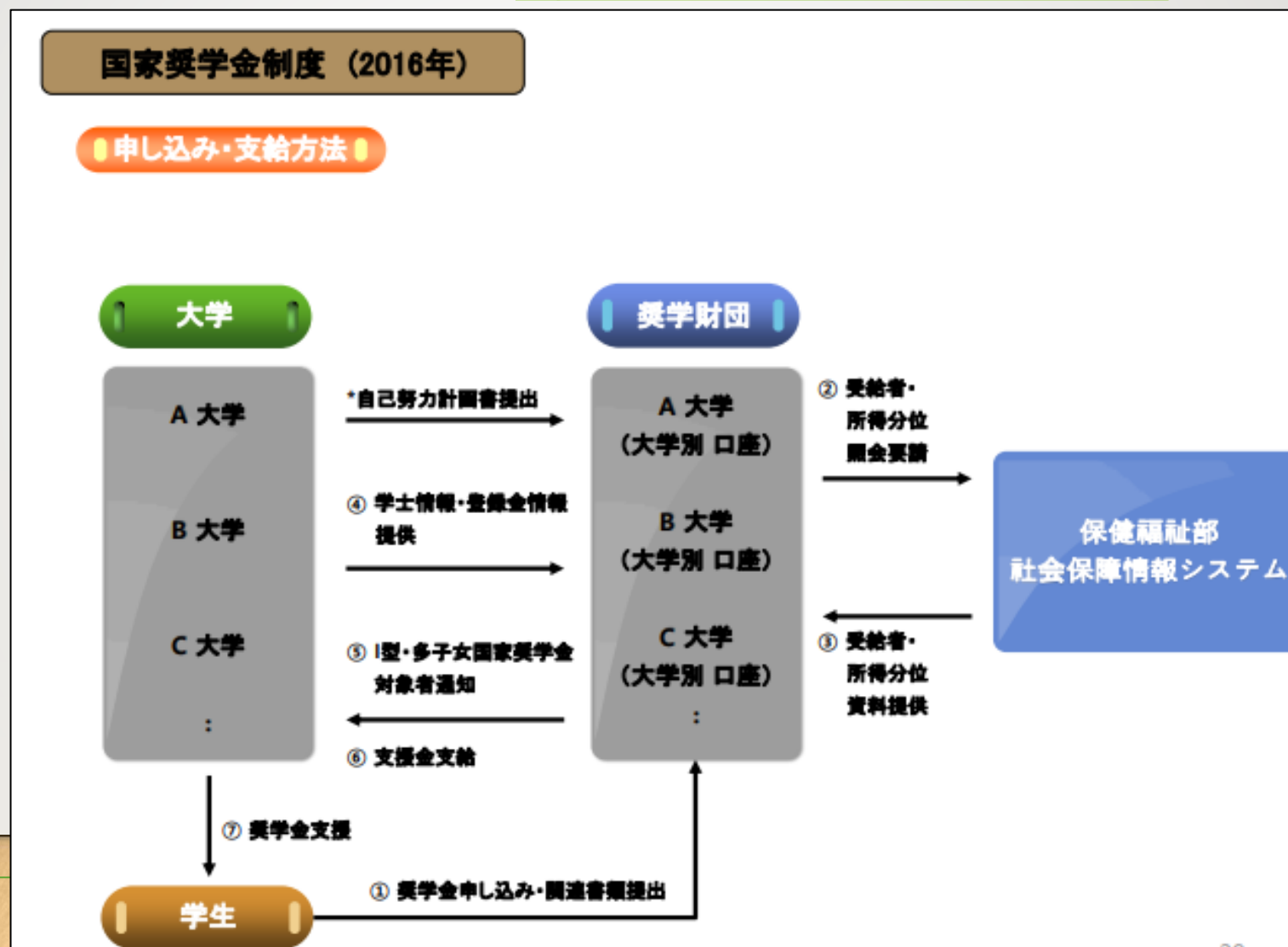
〈表1〉年度別国家奨学金予算(億ウォン)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
予算全体	17,500	27,750	34,575	36,000	36,545	36,346	36,845	36,022	35,474	34,831	41,326	40,286
(Ⅰ類型)	7,500	20,750	28,350	29,000	29,000	28,917	29,416	27,390	23,251	22,440	28,346	26,487
(Ⅱ類型)	10,000	7,000	5,000	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	3,800	3,800
(多子)	対象外		1,225	2,000	2,545	2,629	2,629	3,832	7,423	7,591	9,180	9,998

- Ⅰ類型: 学生所得分位に応じて給付される奨学金。学生数の減少などの影響で2018年以降減少。
- Ⅱ類型: 政府が登録金を値下げ(凍結)したり、奨学金を拡大(維持)したりした大学に支援。各大学内部の基準によって学生に奨学金支援。
- 多子奨学金: 第3子以降の大学生に給付。

韓国:国家奨学金制度2012- 運営の仕組み

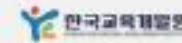
出典:キム・フンホ(桔川純子翻訳)2016 スライド29 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010575>



韓国:国家奨学金制度2012- 高等教育財政の見直し案

出典:ハ・ボンウン(多胡大佑翻訳)2022対話企画② スライド3 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>

01 大学登録金値上げ率の上限制の廃止



1. 大学登録金値上げ率の上限制

- 2011年導入:過去3カ年度の消費者物価上昇率の平均の1.5倍を超えて値上げできない



- ✓ 経済的合理性よりは、**政治的**に行われた意思決定
- ✓ 事業の至急性・経済的妥当性 < **可視的なノラマキ教育政策**
- ✓ 基準以上に値上げする場合、政府の財政支援事業への参加の制限及び差等支援などの制裁が行われる。

- 私立大学の財政の健全性「悪化」

<表 1> 大学登録金値上げ率の現状 (単位: 千ウォン、%)

区分	2015		2016		2017		2018		2019		2020	
	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率	登録金	変動率
大学	5715.3	0.04	5743.4	0.54	5766.8	0.38	5791.0	0.42	5807.9	0.28	5829.5	0.40
専門大学	4164.3	0.11	4166.9	0.01	4171.3	0.09	4173.3	0.03	4176.6	0.04	4189.9	0.35

注: 1) 登録金は当該年度の国公立大学と私立大学の登録金の平均を表す。
2) 変動率は登録金の前年度の金額比値上げ率を表す。

韓国:国家奨学金制度2012- 高等教育財政の見直し案

出典:ハ・ボンウン(多胡大佑翻訳)2022 スライド4 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>

02 高等教育財政の確保の方案の提示

1. 概念

- ・ 幼小中等に投入される地方教育財政の一部を高等教育財政に転換

- ・ 地方教育財政交付金に含まれて市道教育庁に交付される(国税)教育税を高等教育財政に転換して支援

- ・ このためには、法律改正が必要になるので、今後、国会での激しい議論と、市道教育庁からの反発が予想される。

地方教育自治領域とその排除領域

教育領域		教育自治か否か	財政
学校教育	高等教育	教育自治の排除領域 (教育部:国立及び私立 広域自治団体:公立)	
	幼・小・中等教育	教育自治領域	地方教育財政交付金法
	乳・幼児保育	教育自治の排除領域 (保健福祉部:企画及び調整等 各レベルの地方自治団体:執行 及び実務など)	ヌリ課程
生涯教育		教育自治の排除領域 (教育部:企画及び調整など 各レベルの地方自治団体:執行 及び実務など)	生涯教育振興

Ⅱ. 政策転換過程:(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

日本における経済的負担軽減・教育無償化への政策転換

1)2010高校教育無償化 渡部2011:「無償教育の漸進的導入」に係る政策変容:高校授業料無償化を中心に

・日本国憲法「教育を受ける権利」、教育基本法「教育の機会均等」、国際人権A規約「漸進的無償化」に依拠した**民主党の公約** ⇒**教育の機会均等に寄与することを目的とした制度設計・法案** ⇒2010第174回国会における法規範による吟味 ⇒2020年度～導入実施・行財政運用:「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政」という政策転換 /**2012.9国際人権A規約13条の漸進的無償化の留保撤回**

2)2020大学等修学支援新制度 渡部2020:「教育無償化」論議の経緯と特徴(3):2017年第194回～2019年第200回の国会審議から

・安倍首相による意思決定(**国難突破解散2017**) ⇒A **少子化&貧困対策目的の制度設計・法案**
⇒B 2019第198回国会における**教育の機会均等などの法規範による吟味と附帯決議、法成立・国会による「正統化」** ⇒A・B両者を加味した行財政運用2020～ ⇒中途半端な政策転換

3) 2020コロナ禍学生支援緊急給付金 渡部2021:「教育無償化」論議の経緯と特徴(4):2020年第201回の国会審議から

・学生・若者当事者による**運動・世論形成** ⇒2020第201回国会における**法規範(教育を受ける権利、教育の機会均等、漸進的無償化)に拠る援護** ⇒緊急の意思決定 ⇒緊急給付金の行財政運用、という政策導入

Ⅱ. 政策転換過程:(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

韓国における経済的負担軽減・教育無償化への政策転換

・2011年の登録金半額化を求める学生・市民の運動(その象徴としての蠟燭デモ 2011.6.10)・世論形成が政策転換への意思決定を促した／運動側の主張が国民(民衆)の支持を大きく広げた時に、保守政府(政権)・進歩政府(政権)を問わず政策転換に向かう[国民(民衆)⇒政府(政権)]。

・キム・ソンヨル氏(前韓国教育学会会長)は1980年代以降の長いスパンで観た場合、教育民主化運動勢力が「教育の機会均等」などの法規範・原理の実現を後押ししたとの視点を提示している。キム・ソンヨル2022対話企画① <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>

・パク・コヨン氏(韓国大学教育研究所所長)は、2006年地方統一選挙・2007年大統領選挙時の与党公約(登録金負担半減、就職後償還学資金制度、所得連動型融資制度)／半額登録金の論争の鎮静化を図って「登録金値上げ率上限制」を施行→公約完全履行を求めて半額登録金問題が最大の焦点に→2011「半額登録金の実現と教育公共性の強化のための国民本部」(市民社会団体、学生・保護者団体)発足→2011蠟燭デモ⇒政策転換 パク・コヨン2023対話企画⑤ <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482430>

・コ・ジョン氏(元大韓教育法学会会長)やキム・フンホ氏(前韓国教育開発院・現公州大学校)が指摘するように、国際人権規約や児童権利条約にある漸進的無償化に関しては、日本ほどには運動側も政策側も位置づけてはいないことがみてとれる コ・ジョン2022対話企画② <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634> 、キム・フンホ2022対話企画④ <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>

Ⅱ．国会審議：(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

日本における経済的負担軽減・教育無償化への政策転換：国会審議の特徴

- ・第190回国会(2016.1-6)幼児教育無償化の段階的推進が当面の課題
- ・第192回国会(2016.9-12)幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担軽減
- ・第193回国会(2017.1-6)教育無償化予算の試算と財源論議、教育投資は未来への先行投資
- ・第194回国会(2017.9.28)国難突破解散～幼児教育の無償化・高等教育の無償化を公約化
- ・第195回国会(2017.11-12)新しい経済政策パッケージ2017.12.8を閣議決定
- ・第196回国会(2018.1-7)経済財政運営と改革の基本方針2018.6.15を閣議決定
- ・第197回国会(2018.10-12)政府側の制度設計及び地方団体との協議の進行
- ・第198回国会(2019.1-6)無償化2法の審議と附帯決議[漸進的無償化、安定的財源確保]
- ・第200回国会(2019.10-12)幼児教育無償化実施及び高等教育無償化予定を巡る審議
- ・第201回国会(2020.1-6)コロナ禍の「学びの継続のための学生支援緊急給付金」の特設
- ・第203回(2020.10-12)第204回(2021.1-6)学びの継続のための現金給付プラス現物給付
- ・第205回(2021.10)～第211回(2023.1-6)大学等修学支援新制度の実績検証、見直し論議

日本における経済的負担軽減・教育無償化への政策転換：国際人権A規約13条の意味・意義

申へボン2022(2020)対話企画③ <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006752>

教育についての権利(13条)

- * 2項「締約国は、教育についてのすべての者の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (b)中等教育は...特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能でありかつすべての者に機会が与えられるものとする。
- (c)高等教育は...特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」(日本は2012年に留保を撤回)

13条に関する委員会の一般的意見

- * 1. 教育は、それ自体人権であると同時に、他の人権の実現に不可欠な人権でもある。社会的に周縁化された大人や子どもにとって、貧困から抜け出せる鍵となる、エンパワメントの権利。
- * 6. 教育がもつべき重要な特徴：
 - (a) 利用可能性 (availability) 教育施設の数、教員の数など
 - (b) アクセス可能性 (accessibility) 差別がないこと、物理的また経済的に手の届く範囲にあること
 - (c) 受容可能性 (acceptability) カリキュラムや教育法の形態や内容
 - (d) 適応可能性 (adaptability) 多様な社会的・文化的ニーズへの対応

13条に関する委員会の一般的意見

- * 43. 締約国は、権利の完全な実現に向けて「意識的、具体的、かつ的を絞った (deliberate, concrete and targeted)」措置を取らなければならない。
- * 44. 漸進の実現は、13条の完全な実現に向けて可能な限り迅速に行動するという継続的な義務を課すもの。
- * 45. 他の権利と同様、教育についての権利に関しても、後退的な措置は許されないという強い推定が働く。意図的に後退の措置を取る場合には、締約国は、それがすべての選択肢を慎重に検討した上で導入され、かつ、利用可能な最大限の資源を使っているということを正当化する証明責任を負う。
- * 46. 他の権利と同様、教育についての権利も、尊重・保護・充足という多面的な義務を国に負わせる。

13条に関する委員会の一般的意見

- * 50. 2項については、国は教育の重要な特徴(利用可能性、アクセス可能性、受容可能性、適応可能性を尊重・保護・充足する義務。例えば、私立学校を閉鎖しないことで教育の利用可能性を尊重すること、女子が学校に行くのを親などの第三者が妨げないようにすることでアクセス可能性を保護すること、教育がマイノリティや先住民族にとっても文化的に適切なものであるよう積極的な措置を取ることで適応可能性を充たすこと、教材や教育プログラムを開発することで教育の利用可能性を充足することなど。

13条に関する委員会の一般的意見

- * 50. 2項については、国は教育の重要な特徴(利用可能性、アクセス可能性、受容可能性、適応可能性を尊重・保護・充足する義務。例えば、私立学校を閉鎖しないことで教育の利用可能性を尊重すること、女子が学校に行くのを親などの第三者が妨げないようにすることでアクセス可能性を保護すること、教育がマイノリティや先住民族にとっても文化的に適切なものであるよう積極的な措置を取ることで適応可能性を充たすこと、教材や教育プログラムを開発することで教育の利用可能性を充足することなど。

13条に関する委員会の一般的意見

- * 58. 13条の違反(violations)は、締約国の直接の行為(=作為)、又は、要求された措置を怠ること(=不作为)によって生じうる。
- * 59. 例えば、いずれかの差別禁止事由によって個人や集団を差別する法律を改廃しないこと、事実上の差別に対処するための措置を怠ること、1項の教育目的に沿わないカリキュラムを使い続けること、中等・高等・基礎教育実現に向けて意識的、具体的、かつ的を絞った措置を取るのを怠ること、私立の教育施設が3項や4項で要求されている最低限の教育水準を充たすことを確保するのを怠ることなど。

Ⅱ．法規範：(日)大学等就学支援制度2020-、(韓)国家奨学金制度2012-

日本における経済的負担軽減・教育無償化への政策転換：国際人権A規約13条の意味・意義

・韓国(1990.4.10加入)と異なって日本(1979.6.21批准)においては漸進的無償化条項を留保したことで、無償化が遅れたという一般的な理解とは逆に

・留保撤回という社会的・政治的・学問的な力動が生まれ、中等教育及び高等教育の漸進的無償化が継続的に意識され、進展を促してきたという歴史的な解釈も成り立つ

・留保撤回2012.9.11によって、国内的に政権が交代しようとも日本政府は当該条項に拘束されており、国会等でもその趣旨を尊重・遵守する立場を一貫して表明している(本気度は別にして)

・例1：大学等修学支援法成立時の衆参両院の附帯決議2019

⇒いずれも第一項目に「『無償教育の漸進的な導入』の実現に向け」が挿入された

・例2：学費減免の対象を従来認められてきた中間層から低所得層に限定する当初案

⇒後退禁止原則に係る国会質疑を受けて、2019年度在学者については従来通りとした

Ⅲ. 漸進的無償化への展望

・ 展望①ー1 無償化拡大や給付型奨学金への関心の拡がり 労働運動 ＋ 子育て運動(少子化対応)

- ・ 学生のみの問題ではなく広く労働界の問題・課題・関心へ

奨学金を借りている者1/2＝パートナーの双方が借りていた1/4人

パートナーのいずれかが借りていた1/2人

パートナーのいずれも借りていない1/4人

例:300万円:カローラ、500万円:プリウス、700万円:レクサスを背負って社会人に

- ・ 労働者福祉中央協議会 9/14シンポの動画<https://www.youtube.com/watch?v=d3BNj3hdril>

「高等教育費の漸進的無償化と負担軽減へ向けての政策提言」2023.3.8公表

ガイドブック「もう悩まないで。奨学金返済Q&A」2022.10公開

展望①－2無償化拡大や給付型奨学金への関心の拡がり 労働運動 ＋ 子育て運動(少子化対応)

- 令和4年度少子化社会対策白書(第208回国会提出2022)p.8アジアの動向の注記2
- 東アジアでは教育熱が伝統的に高く、大学進学率も高いが、公的資金の教育費投資が少なく、私的資金による教育費負担が大きくなっていることが、低出生率の一因と考えられる。特に儒教圏(韓国・台湾)の出生力が極端に低い理由は、若年層の失業率上昇や収入減に加え、急速に発展・変化する家族外の社会経済システム(教育・職業・政治参加等)と、相対的に変化が緩慢な家族システム(孝重視イデオロギー、夫婦間の役割分担等)との乖離が大きいためと指摘されている(財務省財務総合政策研究所「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」報告書第3章鈴木透「東アジアの低出生力」(2021年6月)を参照)。
- 『平成21年度文部科学白書』(特集「我が国の教育水準と教育費」)
- 大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は公立の幼稚園から高校まで在学し国立大学に進学した場合が約1,000万円、それらが全て私立の場合で約2,300万円にのぼる(図表1-1-1大学卒業までにかかる費用)。

展望② 妊娠出産ないし乳幼児期から高等教育までを含めた切れ目ない総合的な支援、子育て・保育教育の社会共同化を求めるニーズの高まり VS 政策の貧困

こども未来戦略方針2023.6.13

2030年は少子化対策の分水嶺

- ◆ 2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- ◆ 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス。



少子化トレンドを絶ち、反転させるほどのインパクトのある無償化方策が不可欠

こども未来戦略方針MAP



展望③専門学校を含む高等教育進学率が8割突破 18歳人口減少と更なる進学率アップ＋生涯進学

18歳人口減少と例えば高等教育修了者80万人の確保

160万人×50%=80万人、100万人×80%=80万人、80万人×**進学率〇%**=80万人

大学等修学支援法の年齢制限の撤廃＝生涯進学を支援する仕組みに

・大学等修学支援法は「**2浪**」までの限定制度／・高校等就学支援金法には**年齢制限はない**

進学率8割を越えと＝生活保護に高校進学追加1970、⇒大学進学も追加へ

・国会審議：生活保護に大学進学を追加すべきとの質疑あり

高校無償化＝**社会全体でああなたの学びをささえます**@2010

一方 大学等修学支援＝**学びたい気持ちを応援します**@2020

展望④ 隣国・韓国の運動と動向

給付型奨学金開始10年～「高授業料・低補助」枠からの脱出

- 韓国では2011の半額登録金を求める大運動を受けて2012-給付型国家奨学金を本格実施⇒それから10余年
- 科研費による日韓対話企画2023.6.17韓国大学教育研究所のイム・ウンヒ研究員報告:支援率67.6%

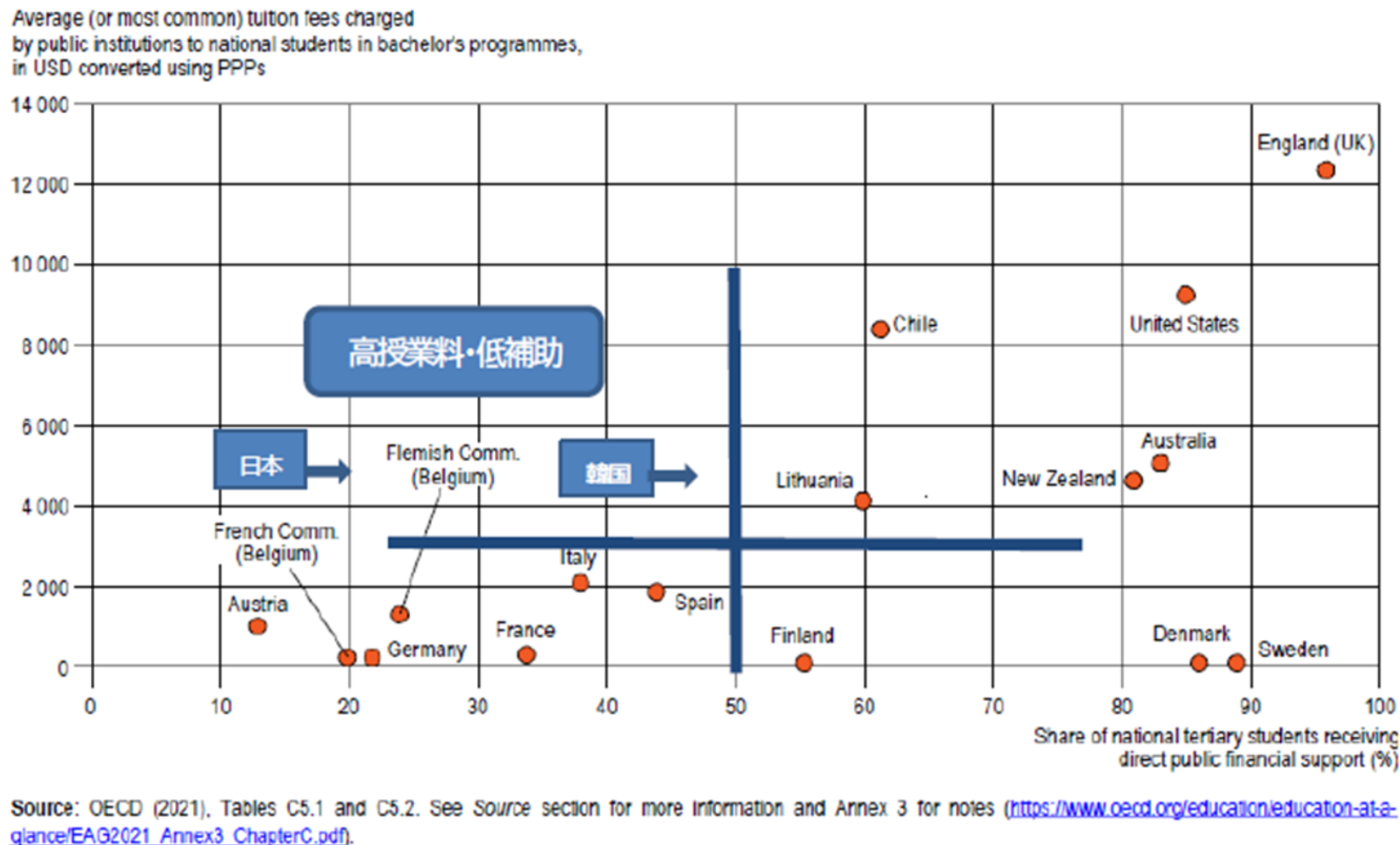


図1. 平均年間授業料*及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

展望⑤ー1 自治体、大学(法人)、企業等から進める漸進的無償化

例えば鳥取県では

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>



対象
就職先
(業種)

製造業・IT企業・薬剤師の職域
建設業・建設コンサルタント業・旅館ホテル業
民間の保育士・幼稚園教諭の職域・農林水産業※

※農業、林業及び漁業(認定を受けている法人等)並びに農林水産業協同組合
(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合)

詳しくは問合せください

展望⑤ー1 自治体、大学(法人)、企業等から進める漸進的無償化

例えば滋賀県及び県下19市町では

表2. 滋賀県及び19市町：漸進的無償化プログラム活用例②				
	区分	滋賀県	19市町 (大津・南部地域:黄、甲賀・東近江地域:茶、湖東地域:青、湖北・高島地域:緑)	大学法人・学校法人
A 学費	A1:学費自体の軽減化			
	A2:学費減免制の拡充	【滋賀県】滋賀県私立高等学校等特別修学補助金(授業料を減免する学校法人への補助)		【滋賀県立大学】入学科:滋賀県内者282,000円／それ以外 423,000円 ・大学院生の授業料減免:大学等修学支援法の減免基準を院生にも適用 ・滋賀県立大学大学院博士後期課程奨学金:研究活動支援の目的で月25,000円給付
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充		【大津市】大津市奨学生(高校生等月1万円) 【守山市】守山市育英奨学生(大学生等月3万円) 【甲賀市】甲賀市奨学資金給付制度(高校生等月5千円・大学生等月15千円) 【湖南市】湖南市奨学資金給付制度(高校生等[通学費を含む]・大学生等[入学支度金を含む]) 【多賀町】多賀町育英資金奨学生(高校生等月7千円・大学生等月14千円／認定者は町内のボランティア活動等に従事) 【米原市】給付型奨学金(卒業後に米原市に定住意思のある者)	
	B2:無利子学生ローンの改善	【滋賀県】滋賀県奨学資金(貸与:高校生等) ・滋賀県看護職員修学資金(返還免除あり) ・滋賀県立看護師等養成所授業料資金(返還免除あり) ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与(返還免除あり) ・滋賀県社会福祉協議会:滋賀県福祉系高校修学資金(返還免除あり) ・同:滋賀県保育士修学資金貸付事業(返還免除あり) ・同:滋賀県介護福祉士修学資金貸付制度(返還免除あり)	【大津市】看護師奨学金制度(市立大津市民病院／返還免除あり) 【守山市】貸与奨学金(高校生等・大学生等／入学[留学]支度金・緊急学資資金を含む) 【野洲市】病院事業看護学生修学資金貸付(返還免除あり) 【甲賀市】甲賀市奨学金返還支援金 【湖南市】湖南市保育士等奨学金返還支援事業 【近江八幡市】近江八幡市看護師等修学資金貸与制度(返還免除あり) 【東近江市】東近江市医学生奨学金貸与条例 ・東近江市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱(ともにHPでの利用案内は未確認) 【日野町】無利子貸与奨学金(高校生等・大学生等) 【彦根市】彦根市保育士等奨学金返済支援事業 ・移住・定住促進奨学金返還支援補助金(滋賀大学彦根キャンパス・滋賀県立大学・聖泉大学卒業生) ・彦根市病院事業看護師等奨学金(返還免除あり) 【愛荘町】愛荘町保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱(HPでの利用案内は未確認) 【長浜市】長浜市保育士等奨学金返還支援金 【高島市】育英資金3種(高校生等・大学生等)	
	B3:有利子学生ローンの縮減			
	B4:学内勤労奨学金等の拡充			
C 修学支援	C1:学習費の支援			
	C2:学生生活費の支援		【竜王町】路線バス通学定期利用促進プロジェクト(通学定期半額補助、バス代行の夜間特別便[相乗りタクシー]) 【愛荘町】近江鉄道&路線バス通学定期券補助(高校生等・大学生等、20%補助)	
D 就労生活	D1:就労支援		【野洲市】保育士等保育料補助事業 【豊郷町】保育士支援(就職準備金)	
	D2:生活保障			

展望⑤—2自治体、大学(法人)、企業等から進める漸進的無償化

例えば兵庫県立大学では

<https://www.u-hyogo.ac.jp/topics/important/jyugyoryou%200518/pdf/%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>

* 国の制度に

- ・上積み
- ・横出し

【新たな授業料等減免制度】

	国の修学支援新制度 (R2. 4～)	本学の授業料等減免制度 (R2. 4～)
対象学生	学部生	全ての正規生 (大学院生、留学生含む)
免除対象	入学金・前期・後期授業料(入学年次の前期分も対象)	入学金・前期・後期授業料【 <u>入学年次の前期分も対象</u> (従前：対象外)】
免除種類	全額免除・2/3免除・1/3免除	全額免除・半額免除
判定方法	本人及び生計維持者(原則父母)の支給額算定基準額合計により判定	申請者の属する世帯の年間総収入金額、家庭状況等を考慮して判定

(注1) やむを得ない事情による家計急変にも対応します。

(注2) 国の修学支援制度と本学の授業料等減免制度の両方に該当する方は、両制度の申請(減免は有利な方を適用)ができますが、国の修学支援制度の申請は行うようにしてください。

展望⑤—3 自治体、大学(法人)、企業等から進める漸進的無償化

例えば**社員の奨学金返還「肩代わり」制度** **すでに約千社**

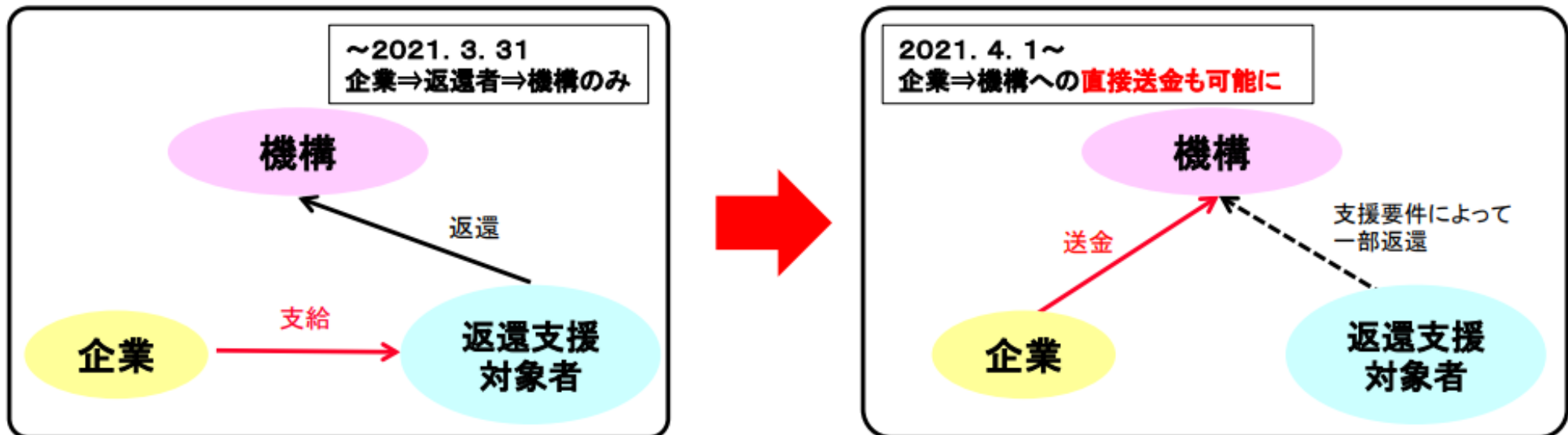
メリット: 企業にとっては離職防止 & 優秀な人材確保に、損金として計上・法人税の控除／社員にとっても税金控除

出典: 日本学生支援機構JASSO「企業の奨学金返還支援(代理返還)への対応」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/_icsFiles/afieldfile/2022/09/06/kigyoushien5_1.pdf

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援。



※返還支援対象者 = 企業が奨学金の返還を支援する社員

※これから返還支援を実施する企業にも対応します。

展望⑥学問レベルでも新たな権利論 Christopher Martin

例えばThe Right to Higher Education: A Political Theory2021 Oxford

キム・フンホ、石井拓児2022対話企画④

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958> <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477961>

高等教育は権利ですか、それとも特権ですか？ 著者は、自由で開かれた社会においてはすべての国民が高等教育を受ける無条件の権利を有するべきだと主張する。このような教育は個人にとって費用がかからず、才能に関係なく誰にでも開かれている必要があります。 **学ぶ準備と意欲が唯一の資格であるべきです。** 人生においてさまざまな興味や目標を持つ国民に利益をもたらす機会を提供する必要があります。 そして、その基本的な道徳的目的として、あらゆる階層の国民がより良く、より自由な生活を送れるよう支援することを目指すべきである。

THE RIGHT TO
HIGHER
EDUCATION
A POLITICAL THEORY
CHRISTOPHER MARTIN

参考文献:①渡部2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ』(日本標準ブックレット)、②渡部2017-23『『教育無償化』論議の経緯と特徴』(国会会議録分析シリーズ)、③渡部2022『漸進的無償化公約の10年』『経済』(325)、④渡部・渡部(君和田)2020-23(自治体施策分析シリーズ)[渡部(君和田)容子 科研報告冊子 2022「教育費支援情報に関する自治体の広報のあり方」近畿大学リポジトリ]

日韓・韓日対話企画 第6回:テーマ「コロナ禍」2023.11.4 事前登録⇒ https://forms.gle/2_jjHLEBdo7wyqTht7

科研費による日韓・韓日対話企画 (オンライン/2023年度 その2)

通算第⑥回企画

科研費
KAKENHI

主 催: 渡部昭男 (研究代表者) 大阪成蹊大学 (特別招聘教授) / 元神戸大学
基盤研究(C)課題番号 19K02864 (2019-21年度)・22K02702 (2022-25年度)
高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究
コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

日 程: 2023年 **11月4日(土)** (開場 12:45) 13:00~16:00 予定

企画テーマ: 日韓/韓日対話 第6回企画

コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの

——(韓国)チョン・ビョンホ、(日本)光本滋の論考をもとにした対話——

趣 旨:

コロナ禍に関わって、日本学術会議は公開ワークショップ「新型コロナウイルス禍の下での持続可能な発展のための教育の推進」(2020.9.5)、学術フォーラム「人口縮小と『いのちの再生産』—コロナ禍を超えて持続可能な幸福社会へ—」(2020.11.25)などを主宰し、コロナ禍における学術の役割やあり方を問いかけている。日本教育学会でも、第80回大会(2021.8.25-27、筑波大学)において公開シンポジウム「コロナが投影する学校教育の『本質』」、課題研究「ウイズ/ポストコロナ時代における包摂的な政策と実践を展望する」等を設定している。日本高等教育学会は「コロナ禍で生じた諸問題は、従来の大学改革論議を加速化させるのか、あるいはこれまで見落としていた重要な課題を浮上させるのか」として、「アフターコロナの高等教育(政策)を展望する」ことを主目的に「新たな大学像の模索」というタイトルの特集を組んでいる(2021『高等教育研究』(24))。今回の第6回対話企画では、チョン・ビョンホ氏&光本滋氏の論考をもとに、「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの」をテーマにコロナ禍が大学教育に如何なるインパクトを与え実際に国及び各大学等がどう対応したのか等を論議したい。

司 会: 渡部 昭男 (大阪成蹊大学/元神戸大学)
次 第:
13:00~ 開会挨拶・趣旨説明: 渡部 昭男
13:10~ **チョン・ビョンホ(Jung Byoung-Ho)氏** (ソウル市立大学法科大学院教授/韓国民法学会会長)
「コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動」
日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012467>
韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012466>
翻訳/通訳: 多胡 太佑氏 (北海道大学大学院生)
14:00~ **光本 滋(Mitsumoto Shigeru)氏** (北海道大学准教授/大学評価学会副代表)
「日本における2020年の学費減額運動の検討」
日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816>
韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015>
翻訳/通訳: 肥後 耕生氏 (豊岡短期大学准教授)
14:50~ 休 憩
15:00~ 総合討論 通訳: 肥後 耕生氏、多胡 太佑氏
15:55~ 開会挨拶: 渡部 昭男

参加呼掛け: 科研費で寄稿をお願いした両国の研究者による ZOOM 集会
(日本教育学会、日本教育行政学会、日本教育法学会、大学評価学会などに企画を案内)

照 会 先: 渡部昭男 awtnb2188@gmail.com (参加無料/要事前登録)

事前登録: 申込書 <https://forms.gle/2jjHLEBdo7wyqTht7>

備 考: Kernel にアップしている論考をベースに意見交換する形で共同研究を深めたい。
科研費研究は広く一般に成果を還元することが求められており、当日資料と ZOOM 録画を神戸大学学術成果リポジトリ Kernel にアップし公開する。